

横浜市建築基準法取扱基準集の一部改正に関する 意見公募について

横浜市では、「横浜市建築基準法取扱基準集」の一部改正を予定しております。つきましては、広く市民の皆様から、この改正に関する意見公募を実施します。

1 改正の概要

「横浜市建築基準法取扱基準集」は、建築基準法に関する本市の考え方を示したものです。運用の円滑化を図るため、基準の明確化や文言の整理、法改正に伴う所要の改正を行います。

2 施行日

令和7年4月1日（予定）

3 意見公募要領

<意見公募期間>

令和7年2月13日(木)から令和7年3月14日(金)まで(必着。郵送の場合は当日消印有効。)

<ご意見の提出方法>

別添の意見投稿用紙にご記入の上、以下のいずれかの方法によりご提出願います。

なお、電話でのご意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

① 郵送または持参（持参の場合は、平日の8:45～17:15にお願いします。）

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地10 市庁舎25階

横浜市建築局建築指導部建築企画課

② ファクシミリ FAX番号：045-550-3568

③ 電子メール Eメール：kc-kkikenkoubo@city.yokohama.lg.jp

<問い合わせ先>

横浜市建築局建築指導部建築企画課 電話：045-671-2933

<その他>

① 寄せていただいたご意見と、それに対する横浜市の考えは、横浜市建築局建築指導部建築企画課のホームページで公表します。

② 「電話でのご意見の受付」及び「ご意見への個別の回答」は、いたしませんので、あらかじめご了承ください。

③ 寄せていただいたご意見は、本件の目的以外に使用いたしません。

④ 御意見の提出に伴い取得したメールアドレス、FAX番号等の個人情報は「個人情報の保護に関する法律」に基づき適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限り利用します。